

保育所等入所申込変更届

		年		月		日	
(宛先)		鎌倉市長 鎌倉市福祉事務所長					
申請者 (保護者)		住所	〒 - 鎌倉市				
		ふりがな					(続柄)
		氏名					
		電話	-		-		
先に提出した保育所等申込書について、次のとおり希望施設や申込み内容を変更します。							
申請 児童	ふりがな		性別	生 年 月 日		R7.4.1年齢	
	氏名		男 ・ 女	年 月 日		歳	
変更適用希望月		年 月 から					
※記載がない場合は、変更申請日以降の直近締切日の利用調整から有効とします。							
以下、該当する項目にチェックをつけ、必要項目を記入してください。							
☐ 希望施設の変更 ※ 希望園は追加したい施設だけではなく、全ての希望施設をご記入ください。 ※ 追加された施設についても、見学をお願いします。							
希望 施設	第 1 希望	見学(済 ・ 未)		第 5 希望	見学(済 ・ 未)		
	第 2 希望	見学(済 ・ 未)		第 6 希望	見学(済 ・ 未)		
	第 3 希望	見学(済 ・ 未)		第 7 希望	見学(済 ・ 未)		
	第 4 希望	見学(済 ・ 未)		第 8 希望	見学(済 ・ 未)		
	☐ 第 9 希望以降の希望園を別紙に記入しました。(第 9 希望以降を記載した場合必ずチェックをいれてください。)						
☐ 兄弟姉妹での申込み内容変更 (下記A,Bの項目のみを利用調整の条件として反映します。さらに詳細な条件設定はできません。)							
A : ☐ 同時に入所を希望 → ☐ 同じ園のみ入所する → 以下本項目はチェックせず終了 ☐ 別々の園でも可 → ☐ 希望順位が低い園でも、同じ園への入所を優先 ☐ 別々の園への入所となっても、希望順位の高い園への入所を優先							
B : ☐ ひとりだけでも入所を希望 → ☐ 上の子だけでも(下の子のみ内定となる場合は、入所せず待機する) ☐ 下の子だけでも(上の子のみ内定となる場合は、入所せず待機する) ☐ どちらでも可							
☐ 育児休業の状況に関する変更							
☐ 保育所の入所が決定した場合、入所する翌月 1 日までに、育児休業を切り上げて復職を希望する							
☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許可できるため、 利用調整の優先順位が下がってもよい ※・審査の対象となりますが、調整点数が減点され、利用調整の優先順位が下がります。 ・希望する保育所等に空きがある場合、内定となる可能性があります。その場合は内定の通知が発行 されます。 ・もし内定を辞退された場合は、通知はなにも発行されず、次回お申込みの際は減点対象となります。 ・この項目の適用期間中は、待期期間に数えません(利用調整基準表(2)ー9,10に該当しません)。							
☐ その他の申込み内容の変更							

(注) 1. この申込書は入所希望日の属する年度の年度末(3月末)まで有効です。
2. 記載内容に事実との相違があった場合、入所が取り消しとなることがあります。